

有限責任中間法人日本造血細胞移植学会ガイドライン委員会規約

第1条（目的）

造血幹細胞移植に携わる移植医、一般の医師を対象とした造血幹細胞移植の適応およびその標準的治療法／支持療法などについて指針（state of the art）を作成し、造血幹細胞移植の医療技術の向上と普及を図るとともに、この領域での質の高い臨床研究を遂行する。

第2条（委員会の構成と委員の選出）

委員長1人、委員若干名。委員会の委員長は理事が担当する。委員と委員長は理事会で選任され、社員総会で承認を得る。改選は、半数ずつ行う。任期は2年とし再任は妨げない。但し連続して再任される場合は2期までとする。

第3条（ガイドライン委員会の任務）

- 1）ガイドライン作成の全体的な指針を定める。
- 2）ガイドラインが必要な事項の選定と各事項毎のガイドライン作成／見直しの基本方針の決定。必要な事項は大きく 細胞治療の適応 細胞移植療法の具体的方法 支持療法に分ける。
- 3）事項毎にガイドライン作成部会の設置と部会員の選定。
- 4）作成ガイドラインの評価と決定。
- 5）作成ガイドラインの公表。

第4条（ガイドライン作成作業部会の設置）

- 1）部会員5名前後で構成される（ガイドライン委員会委員1名以上を含む）。
- 2）ガイドライン案作成の実務にあたる。

第5条（ガイドライン作成の手順）

- 1）ガイドライン委員会による部会の設置。
- 2）部会によるガイドライン案の作成。
- 3）学会役員へのアンケートなど。
- 4）ガイドライン委員会で決定。
- 5）理事会の承認。
- 6）承認されたガイドラインの公表（関連学会での発表および学会誌などで）

付則（任意団体時から通算）
平成9年5月施行
平成16年12月17日改定
平成19年2月15日改定